

在宅医療連携拠点療養支援ベッド利用のルール

目的

飯能・日高市内に居住する在宅療養者に一時的に入院が必要となった場合に、かかりつけ医の判断で速やかに入院出来るベッドを各市内の協力病院にそれぞれ1日1床(計2床)確保しております。在宅療養者及びそのご家族が安心して在宅療養生活を送ることが出来るようにサポートさせていただきます。

協力病院

飯能市：飯能中央病院 飯能靖和病院 佐瀬病院 飯能老年病センター

日高市：旭ヶ丘病院 岡村記念クリニック

輪番制で365日受付 9時～17時の日勤対応とします。

在宅療養支援ベッドご利用について

下記の登録が必要になります。

往診・訪問医登録があること 「往診・訪問診療医 登録シート」

患者様の登録があること 「患者情報登録シート」

「在宅医療連携拠点における個人情報使用同意書」

担当病院のベッドが埋まっている場合は、協力病院で相談して確保して下さい。

差額ベッド代は請求しないこととします。

入院の可否は、往診医の判断を最大限尊重するものとなっており、原則 往診医からの依頼は受け入れてください。→利用時は 「埼玉県在宅療養支援ベッド利用申請書」が必要になります。

利用対象

- ・肺炎・発熱・脱水等による一時的に入院治療が必要な場合
- ・レスパイト入院
- ・検査や画像診断等、身体状況の評価
- ・意識低下・けいれん発作・骨折等、ただちに救急車を呼ばなければならない状態の場合は対象にならないので、救急車を呼ぶなど通常の救急で対応してください。
- ・インフルエンザ等の感染症の場合は対象になりません。

入院期間

14日以内での治療が予測されるもの。14日を超える場合は、入院先の医療機関の指示に従ってください。

搬送方法

入退院の搬送は、救急車は利用せず、自家用車、タクシー、民間救急等を利用してください。